

一般財団法人岡山県交通安全協会 会報広告利用規約

一般財団法人岡山県交通安全協会（以下「協会」という。）は、発行する会報「おかやま交通安全ニユース」に広告を掲載するにあたり、以下の利用規約を定める。

（総則）

第1条 協会は、会報広告利用規約（以下「利用規約」という。）に基づき、広告主に対して紙面を提供する。

（規格・仕様等）

第2条 広告の規格・仕様等は、別に定める「一般財団法人岡山県交通安全協会会報広告掲載要領」（以下「掲載要領」という。）による。

（広告主）

第3条 広告主は、協会の団体会員であり交通安全に関する事業・活動等を推進している法人、企業、事業所等とする。

2 広告主は、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 暴力団又はその構成員が関与すると認められるもの
- (3) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業所
- (4) 暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (5) その他広告媒体として使用する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

（内容）

第4条 広告の内容は、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 協会の活動目的及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性を有するもの
- (3) 差別や偏見を助長するおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

（広告掲載料等）

第5条 広告掲載料は、1回 1枠 25,000円（消費税込み）とする。

2 掲載は、年間及び複数枠の申し込みも可能とする。

3 広告掲載料の納付は、期日までに協会が指定する金融機関口座に振り込む。

（申込）

第6条 広告の掲載を希望する団体等は、別紙様式「会報広告掲載申込書」により申し込む。

2 申し込みが多数の場合は、協会と広告主とで協議する。

（広告原稿の提出）

第7条 広告主は、協会が連絡した期日までに原稿を提出する。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主が広告の掲載により、当協会及び第三者に損害を与え又は紛議等に発展した場合は、広告主の責任において解決しなければならない。

(協議)

第9条 本利用規約に定める事項又は本利用規約各条項の解釈について疑義が生じた時は、その都度協会と広告主が協議して処理する。

附 則

この規約は、令和8年1月1日から施行する。